

●香川県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年4月25日から同年5月16日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 羽方豊中線（225号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|--------------------------|
| 三豊市高瀬町羽方字瀬丸池2837番 1地先から 三豊市高瀬町羽方字幸ノ神1057番 1地先まで | 7.5~26.5 | 105 | 平成8年香川県告示第121号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成26年4月30日